

福井市新学校給食センター
整備運営事業

入札説明書

令和3年4月15日

福井市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、福井市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和3年3月25日に特定事業として選定した福井市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す別添資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。令和2年11月27日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

別添資料

- 別添資料1 「要求水準書」
- 別添資料2 「様式集」
- 別添資料3 「落札者決定基準」
- 別添資料4 「基本協定書（案）」
- 別添資料5 「事業契約書（案）」

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問に対する回答」によることとする。

目次

1 特定事業の概要	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 事業者の収入	4
(3) 事業のスケジュール (予定)	4
(4) 法令等の遵守	4
2 入札参加者の備えるべき参加資格	5
(1) 参加資格に関する事項	5
(2) 参加資格の確認及び失格要件	8
3 入札手続き等に関する事項	9
(1) 事業者の募集・選定スケジュール (予定)	9
(2) 入札公告及び入札説明書等の交付	9
(3) 資料の配付	9
(4) 入札説明書に関する説明会	10
(5) 入札説明書等に関する第1回質問の受付	10
(6) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答	10
(7) 入札参加表明書、参加資格審査申請書類の受付	10
(8) 参加資格審査結果の通知	10
(9) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答	10
(10) 入札説明書等に関する第2回質問の受付	11
(11) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答	11
(12) 入札提案書類の受付、入札及び開札	11
(13) 入札参加者に対するヒアリング	12
(14) 入札価格の算定方法について	12
(15) 予定価格等	12
(16) 入札参加に関する留意事項	13
4 審査及び選定に関する事項	15
(1) 選定委員会	15
(2) 入札方法	15
(3) 審査の手順及び方法	15
(4) 落札者の決定	15
(5) 入札の中止	16
(6) 落札者を決定しない場合	16
(7) 結果の通知および公表	16

5 事業契約に関する事項	17
(1) 基本協定の締結	17
(2) 事業者との仮契約の締結	17
(3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	17
(4) 契約を締結しない場合	17
(5) 事業者の事業契約上の地位	17
(6) 費用の負担	17
(7) 入札保証金	17
(8) 契約保証金	17
(9) 違約金	18
6 事業実施に関する事項	19
(1) 誠実な事業の遂行	19
(2) 市による本事業の実施状況の確認	19
(3) 事業期間中の事業者と市の関わり	19
(4) 支払い手続き	19
7 その他	20
別紙1 入札価格の算定方法について	21
別紙2 サービス対価の支払い方法について	25
別紙3 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について	29

1 特定事業の概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名

福井市新学校給食センター整備運営事業

イ 公共施設の管理者

福井市長 東村 新一

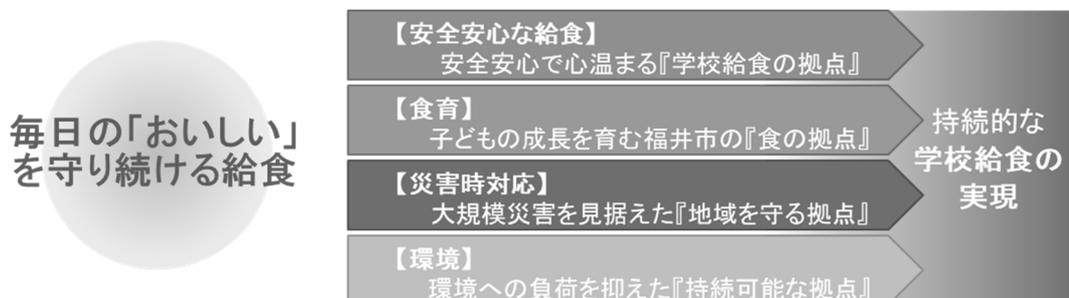
ウ 事業の目的

市では「福井市新学校給食センター整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、給食センター方式による学校給食を実施することとした。

本事業は、福井市新学校給食センター（以下「本施設」という。）の整備・運営について、PFI法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、より良質で効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

エ 基本的な考え方、方針

(ア) 基本的な考え方



(イ) 基本的な方針

- a 安全・安心でおいしい給食の提供
 - ・学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステムの導入、衛生区分の明確化
 - ・調理場内への空調設備の整備
 - ・安全でおいしい給食の提供
 - ・食物アレルギーに対応できる専用室の整備
- b 食育の推進
 - ・栄養教諭等による各学校での食育
 - ・地場産農産物等の積極的な活用
 - ・子どもたちや保護者による施設見学や料理教室、試食会等が開催できる施設整備

- c 経済性・効率性に配慮した学校給食運営の推進
 - ・必要機能(安全安心な給食提供・食育)を確保した上での施設運営費の縮減
 - ・省エネ機器等の導入による環境負荷の軽減
 - ・調理員の作業動線の一方方向化による作業効率等の向上
- d 切れ目のない学校給食の提供
 - ・建設期間中を含めた給食提供の継続性の確保
- e 大規模災害時への対応
 - ・災害時の炊き出し等、災害対応可能な機能の整備
 - ・食糧備蓄機能の確保

オ 事業の内容

(ア) 施設概要

- a 事業用地 福井市下筋生田町地係
- b 敷地面積 約 13,000 m²
- c 供給能力 1日当たり 13,000食
- d 対象学校 幼稚園2校、小学校30校、中学校15校

(イ) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

(ウ) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- a 設計・建設期間 2年3ヶ月(開業準備期間を含む)
- b 維持管理・運営期間 15年

なお、事業終了後の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を参考に、市が事業期間内に決定する。

(エ) 業務内容

事業者が実施する業務は、次のとおりとする。

- a 設計業務
 - (a) 事前調査業務
 - (b) 建築本体(建築物・附帯施設等)に係る設計業務
 - (c) 建築設備・調理設備に係る設計業務
 - (d) 交付金申請等支援
- b 工事監理業務
- c 建設業務
 - (a) 建設工事業務
 - (b) 調理設備調達・搬入設置業務

- d 各種備品等調達業務
 - (a) コンテナ・食器食缶等調達業務
 - (b) 施設備品等調達業務
- e 開業準備及び引渡し業務
 - (a) 開業準備業務
 - (b) 引渡し業務
- f 維持管理業務
 - (a) 建築物維持管理業務
 - (b) 建築設備維持管理業務
 - (c) 附帯施設維持管理業務
 - (d) 調理設備維持管理業務
 - (e) コンテナ・食器食缶等維持管理業務
 - (f) 施設備品等維持管理業務
 - (g) 清掃業務
 - (h) 警備業務
- g 運営業務
 - (a) 食材検収補助・保管業務
 - (b) 給食調理業務
 - (c) 洗浄業務
 - (d) 配送及び回収業務
 - (e) 廃棄物等処理業務
 - (f) 献立作成支援業務
 - (g) 食育支援業務
 - (h) 広報支援業務
 - (i) その他運営業務に関する特記事項
 - ※ (a) ～ (e) の各業務に付随する日常の衛生管理を含む

(参考) 市が実施する業務は、次のとおりとする。

- a 開業準備業務
 - (a) 提出書類・進捗状況等の確認等
 - (b) 配膳室整備業務
- b 維持管理業務
 - (a) 配膳室維持管理業務
- c 運営業務
 - (a) 献立作成・栄養管理業務
 - (b) 食材調達業務
 - (c) 食材検収業務
 - (d) 調理指示業務

- (e) 配膳業務
- (f) 検食業務
- (g) 食数調整業務
- (h) 食育業務
- (i) 広報業務（見学者対応含む）
- (j) 給食費徴収業務

(2) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。詳細は、別紙2「サービス対価の支払い方法について」に示す。

- (ア) 市は、事業者が実施する本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務の対価として、あらかじめ定める額を事業者が市に施設を引き渡した後に、サービス対価Aとして事業者に一括で支払う。
- (イ) 市は、事業者が実施する本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務への対価について、(ア)に記すサービス対価Aを控除した額、各種備品等調達業務に係る費用、開業準備及び引渡し業務に係る費用、その他の費用及び割賦金利を、サービス対価Bとして維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者へ割賦で支払う。なお、サービス対価Bのうち、消費税相当額のみサービス対価Aの支払い時に事業者へ支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する本施設の維持管理業務及び運営業務の対価をサービス対価Cとして維持管理・運営期間にわたって事業者へ支払う。サービス対価Cは、固定料金と変動料金で構成するものとする。

(3) 事業のスケジュール（予定）

落札者決定及び公表	令和3年10月
契約議案の議会への提出・仮契約締結	令和3年10～12月
事業契約の締結	令和3年12月
施設の設計・建設	令和4年 1月～令和6年3月 (2年3ヶ月 開業準備期間を含む)
施設の維持管理・運営	令和6年 4月～令和21年3月（15年）

(4) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、各種の法令等を遵守すること。

2 入札参加者の備えるべき参加資格

(1) 参加資格に関する事項

ア 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設の厨房設備等を設計・製作・設置する企業（以下「厨房設備企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定めること。また、その他の業務を実施する企業（以下「その他企業」という。）として、必要に応じて構成員に含むことも可能とする。

(イ) 入札参加者の構成員は、次の定義により分類される。

代表企業：特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

(ウ) 代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議すること。

(エ) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、配送及び回収業務を行う企業については、他の入札参加者の構成員になることができる。（福井市内に本店を有する者に限る。）

(オ) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを福井市内に設立するものとし、構成企業はSPCに対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成企業での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(カ) 構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。ただし、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。なお、受託実績については、元請として履行した実績に限ることとする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 構成員の個別参加資格要件は、次のとおりとする。

a 設計企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の設計企業で実施する場合は、(a)及び(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)の要件は1者以上が満たしていること。

- (a) 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (b) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (c) HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の実施設の実績、ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。)の実施設の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

b 建設企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の建設企業で実施する場合は、(a)及び(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)及び(d)の要件は1者以上が満たしていること。

- (a) 福井市建設工事競争入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に登録されていること
- (b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (c) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果について、建築一式工事に係る直近の総合評定値が、800点以上の者であること。
- (d) 平成18年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。(共同企業体としての実績については、その出資比率が20%以上の場合に限る。)

c 工事監理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、(a)及び(b)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(c)の要件は1者以上が満たしていること。

- (a) 福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (b) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(c) HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の実施設の実績、ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。）の実施設の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。

d 厨房設備企業は、次のすべての要件を満たしていること。

(a) 福井市物品等競争入札参加資格者名簿の「厨房・調理機器」に登録されていること。

(b) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

e 維持管理企業は、次のすべての要件を満たしていること。

なお、複数の維持管理企業で実施する場合は、(a)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(b)の要件は1者以上が満たしていること。

(a) 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(b) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

f 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。

なお、複数の運営企業で実施する場合は、(a)の要件はすべての企業でいずれも満たし、(b)の要件は1者以上が満たしていること。

(a) 福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(b) 学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。）の調理業務の実績を有していること。

g その他企業は、次の要件を満たしていること。

福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿、福井市建設工事競争入札参加資格者名簿、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿又は福井市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 事業者の市内業者との契約に関する留意事項

代表企業、構成企業のいずれかにおいて、福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。協力企業も可能な限り福井市内に本店を有する者を含むこと。また、下請等契約及び原材料の購入等の契約は、可能な限り福井市内に本店を有する者との間で締結すること。

エ 構成員の制限

入札参加者のすべての構成員は、次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) PFI法第9条第1項各号に定める欠格事由に該当する者。

(イ) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けてい

る者。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(エ) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

(オ) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社、日比谷パーク法律事務所

(カ) 福井市新学校給食センターPFI等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある又は重要な取引（共同研究を含む）を継続している者。

(キ) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者。

(ク) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

a 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。

d 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

e その者の親会社等がaからdまでのいずれかに該当する法人。

(ケ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。

（2）参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。なお、前記ア（ウ）の規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については、変更することができる。

3 入札手続き等に関する事項

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、スケジュールを変更する可能性がある。

日程	内容
令和3年 4月15日（木）	入札公告及び入札説明書等の交付
令和3年 4月23日（金）	入札説明書等に関する説明会
令和3年 5月10日（月）～ 令和3年 5月12日（水）	入札説明書等に関する第1回質問の受付／締切
令和3年 5月28日（金）	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
令和3年 6月16日（水）～ 令和3年 6月18日（金）	入札参加表明書、参加資格審査申請書類の受付／締切
令和3年 7月 1日（木）	参加資格審査結果の通知
令和3年 7月 7日（水）～ 令和3年 7月 9日（金）	参加資格審査結果への理由説明の受付
令和3年 7月12日（月）～ 令和3年 7月14日（水）	入札説明書等に関する第2回質問の受付／締切
令和3年 7月23日（金）	参加資格審査結果への理由説明に対する回答
令和3年 8月 6日（金）	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
令和3年 8月23日（月）	入札提案書類の受付、入札及び開札
令和3年10月	入札参加者に対するヒアリング
令和3年10月	落札者決定及び公表
令和3年10月～12月	契約議案の議会への提出・仮契約締結
令和3年12月	事業契約の締結

(2) 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ入札公告を行い、入札説明書等を交付する。入札公告以降の予定は、随時、市の公式ホームページで公表する。

(3) 資料の配付

ア 配付資料

現況平面図データ

イ 配付期間及び配付場所

期間：令和3年4月19日（月）～令和3年4月23日（金）

※平日午前9時～午後5時の間とする。

場所：福井市大手3丁目10-1 福井市教育委員会事務局 保健給食課

※来所の際には、事前に電話連絡（0776-20-5755）すること。

ウ 誓約書の提出

配付希望事業者は、別添資料2「様式集」に示す必要事項を記載、押印のうえ、持参すること。

(4) 入札説明書に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催する。

日時：令和3年4月23日（金）午後2時～

場所：福井市企業局庁舎 5階 大ホール（福井市大手3丁目13-1）

申込方法：令和3年4月21日（水）午後5時までに、電子メールにより提出すること（別添資料2「様式集」参照）。

※本説明会で入札説明書等の配布は行わないので、各自持参すること。

(5) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を受け付ける。

受付期間：令和3年5月10日（月）～令和3年5月12日（水）午後5時

受付方法：電子メールにより提出すること（別添資料2「様式集」参照）。

(6) 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第1回質問に対する回答書を、令和3年5月28日（金）までに市の公式ホームページで公表する。

(7) 入札参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

提出期間：令和3年6月16日（水）～令和3年6月18日（金）

提出場所：福井市大手3丁目10-1 福井市教育委員会事務局 保健給食課

提出方法：持参によるものとし、午前9時～午後5時の間とする。

提出書類：別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

(8) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(9) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求められることができる。市は説明を求められた場合は、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和3年7月23日（金）までに書面により回答する。

提出期間：令和3年7月7日（水）～令和3年7月9日（金）

提出場所：福井市大手3丁目10-1 福井市教育委員会事務局 保健給食課

提出方法：持参によるものとし、午前9時～午後5時の間とする。

提出書類：様式は任意とする（ただし、代表企業の代表者印を要する）。

(10) 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を受け付ける。

受付期間：令和3年7月12日（月）～令和3年7月14日（水）午後5時

受付方法：電子メールにより提出すること（別添資料2「様式集」参照）。

(11) 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する第2回質問に対する回答書を、令和3年8月6日（金）までに市の公式ホームページにおいて公表する。

(12) 入札提案書類の受付、入札及び開札

入札提案書類の受付、入札及び開札は、次のとおり行うものとする。

ア 日時

a 入札提案書類

令和3年8月23日（月）午前9時から午後3時まで

b 入札及び開札

令和3年8月23日（月）午後4時

イ 場所

a 入札提案書類

福井市大手3丁目10-1 福井市教育委員会事務局 保健給食課

b 入札及び開札

福井市大手3丁目10-1 福井市役所 別館中2階 入札室

ウ 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

エ 提出方法

持参によるものとする。

オ 入札価格の確認等

入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を選定の対象とする。入札価格が予定価格を超えている場合は、当該入札参加者は失格となる。

カ 入札時の注意事項

(ア) 入札参加者は、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）、入札説明書等及び現場を熟知のうえ入札しなければならない。

(イ) 入札手続きについては、入札参加者の代表企業が行うこと。

- (ウ) 入札開始時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- (エ) 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札しなければならない。
- (オ) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人にその委任状（別添資料2「様式集」参照）を提出させなければならない。
- (カ) 入札参加者又は入札参加者の代理人は身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。
- (キ) 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等の措置をとる。
- (ク) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- (ケ) 入札参加者又は入札参加者の代理人が入札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。
- (コ) 入札に立ち会うことができる者は、入札参加者1者について1名限りとし、入札室に立ち入ることができる者も原則として同様とする。
- (サ) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(13) 入札参加者に対するヒアリング

入札提案書類の審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施時期は令和3年10月を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(14) 入札価格の算定方法について

ア 入札価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については、別紙1「入札価格の算定方法について」及び別紙2「サービス対価の支払い方法について」を参照すること。

イ 交付金の考え方

交付金の考え方については、別紙1「入札価格の算定方法について」及び別紙2「サービス対価の支払い方法について」を参照すること。

(15) 予定価格等

ア 予定価格

14,912,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

イ 最低制限価格

最低制限価格は、無しとする。

(16) 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- (ア) 入札にあたって、入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- (イ) 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- (ウ) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- (エ) 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

エ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類の提出期限までに、別添資料2「様式集」様式3「入札辞退届」を福井市教育委員会事務局 保健給食課まで提出すること。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加資格のないグループの代表企業（提出された書類にグループの代表として記載された企業をいう。以下同じ。）又は入札参加資格確認書を受領しなかったグループの代表企業が行った入札
- (イ) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (ウ) 指定した時刻までに提出されなかった入札
- (エ) 所定の入札書によらない入札
- (オ) 入札者（入札をした代表企業をいう。以下同じ。）又はその代理人の記名押印がない入札
- (カ) 参加資格審査申請書類の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (キ) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (ク) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (ケ) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

- (コ) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札
- (サ) 入札金額が訂正された入札
- (シ) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (ス) 郵便により送付された入札
- (セ) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (ソ) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループの代表企業又はその代理人がした入札
- (タ) 代表企業及びその代理人以外の者がした入札
- (チ) その他本件入札に関する条件に違反した入札

カ 入札提案書類の取り扱い

(ア) 著作権

入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の入札提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

最優秀提案の選定にあたり、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、入札提案書類の審査を行う。市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

選定委員会は次の委員で構成される。なお、選定委員会は非公開とする。

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	北詰 恵一	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授
副委員長	下川 勇	福井工業大学 工学部 建築土木工学科 教授
委員	伊藤 弘倫	公認会計士
委員	樽井 雅彦	摂南大学 農学部 食品栄養学科 教授
委員	塚谷 朋美	福井市 総務部長
委員	田口 春彦	福井市 財政部長
委員	林 俊宏	福井市 教育部長

(2) 入札方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、サービス対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

(3) 審査の手順及び方法

審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施する。

ア 資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

(4) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果をもとに落札者を決定する。

(5) 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市の公式ホームページにおいて公表する。

(7) 結果の通知および公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市の公式ホームページにおいて公表する。

5 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき、基本協定（別添資料4「基本協定書（案）」）を締結する。

(2) 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

(3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

福井市議会の議決を経るまでは、福井市財務会計規則第117条の規定により、仮契約として締結し、同議会の議決を得たのち、本契約が成立する。

(4) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市はSPCと事業契約を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、SPCと事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

(5) 事業者の事業契約上の地位

SPCへのすべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

(7) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(8) 契約保証金

事業者は、市に対し、施設整備費（サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の

10分の1以上に相当する額の契約保証金を納付するものとする。詳細は、別添資料5「事業契約書(案)」を参照すること。

(9) 違約金

基本協定を締結した者が市と事業契約を締結しない場合は、違約金として落札金額並びに消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を市に支払わなければならない。

6 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書(案)」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 市による本事業の実施状況の確認

ア 設計及び建設業務の実施状況の確認

設計及び建設業務の実施状況の確認については、別添資料5「事業契約書(案)」に定めるところにより実施する。

イ モニタリング

維持管理及び運営業務の実施状況の確認については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について」に定めるところにより実施する。

ウ サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

(3) 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は事業者の責において遂行される。市は上記(2)のとおり、事業実施状況について確認を行う。市はプロジェクトファイナンスを想定していることから、本事業の安定的な継続を図るために、事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

(4) 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙2「サービス対価の支払い方法について」に定めるところによる。

7 その他

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署：福井市教育委員会事務局 保健給食課

住 所：〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

電 話：0776-20-5755

電子メールアドレス：kyusyoku@city.fukui.lg.jp

別紙1 入札金額の算定方法について

1 サービス対価の構成

市が事業者を支払うサービス対価は、下表のとおりである。

費用項目	支払対象	
サービス対価A	①文部科学省学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）対象となる費用 ②起債対象となる費用※	
サービス対価B	①設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品等調達業務に係る費用 ③開業準備及び引渡し業務に係る費用 ④その他の費用（工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等） ⑤割賦金利	
サービス対価C	①学校給食調理固定費	次の費用について、事業者が固定費又は変動費として算定し、提案すること。 ・維持管理業務に係る費用 ・運營業務に係る費用 ・SPC経費等
	②学校給食調理変動費	
	③配送車両の燃料費	
	④光熱水費	

※学校教育施設等整備事業債を想定している。

2 サービス対価の算定方法

(1) サービス対価Aの算定方法

設計業務、工事監理業務、建設業務に係る費用のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、下表のとおり算定し、提案を行うこと。

下表に示す交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」等に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、令和5年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。

なお、事業者は、市が交付金の交付を受けるにあたり、設計・建設段階において必要となる文部科学省等への申請書類等の作成において、全面協力すること。

項目	内容
交付金による一括支払金	①交付金想定額：536,150千円（税込）※1 （交付対象額：1,519,336千円（税込））※1
起債による一括支払金	②起債想定額 （交付対象額－①）×90%＋（起債対象額－交付対象額）×75%

※1 交付金の金額は、あくまで市が現時点で想定している参考値である。

※2 上記の算定方法により算定したサービス対価Aについて、交付金の算定単価や起債の対象内容により、提案時の金額と異なる場合がある。この場合に、金融機関との間で事務手数料等が発生する場合には事業者の負担とする。また、提案後のサービス対価Aの見直しを行った場合には、サービス対価Bの割賦元金についても併せて見直すものとする。

(2) サービス対価Bの算定方法

維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価Bは、入札参加者が提案する「1 サービス対価の構成」に示すサービス対価Bの①～④を割賦元金とし、入札参加者が提案する⑤割賦金利を加え、15年間の元利均等方式によって算定し、提案すること。ただし、サービス対価Bに係る消費税については、サービス対価Aの支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払うものとする。

項目	内容
割賦元金	サービス対価Bの①～④
割賦金利	基準金利＋スプレッド（入札参加者の提案による利鞘）

基準金利は、下表のとおりとする。なお、基準金利がマイナスとなった場合は、当該基準金利の下限を0%とすることを基本に協議する。

項目	内容
基準金利	提案時の基準金利は0.215%（令和3年1月28日午前10時の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてテレレート17143頁に公表される6ヶ月LIBORベース15年物（円/円）スワップレート）とするが、LIBORに替わる基準金利について、今後の国の方針に従い、市は事業者と協議を行うものとする。
金利確定日	本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前営業日）

(3) サービス対価Cの算定方法

維持管理業務及び運營業務に係る対価であるサービス対価Cは、次のとおり構成される。それぞれ次のとおり算定し、提案すること。

項目	内容
①学校給食調理固定費	<ul style="list-style-type: none">施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及びS P C経費等に係る費用が含まれることを想定している。固定費は、各年度、入札参加者が提案する一定の額とする。
②学校給食調理変動費	<ul style="list-style-type: none">提供食数に応じて変動する人件費、食器、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。変動費は、各期における合計の提供食数に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額とする。
③配送車の燃料費	<ul style="list-style-type: none">配送車に使用する燃料費が含まれる。配送車の燃料費は、入札参加者が提案する燃料単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合には、超過分に関する配送車の燃料費は支払わない。
④光熱水費	<ul style="list-style-type: none">施設内で必要となる光熱水費が含まれる。光熱水費は、入札参加者が提案する電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には、超過分に関する光熱水費は支払わない。上下水道単価は、市の令和3年7月1日(木)時点の単価を参照し、提案すること。電気料金は、基本料金及び単価の根拠を示すこと。 (その後の物価変動も当該根拠に準じる)

<提供給食数の考え方>

ア 年間提供食数

学校給食調理は、次の年間合計提供食数があるものとして算定し、提案すること。

年度	期間	年間合計提供食数
① 令和6年度	4月～3月	2,660,000食
② 令和7年度	4月～3月	2,610,000食
③ 令和8年度	4月～3月	2,570,000食
④ 令和9年度	4月～3月	2,520,000食
⑤ 令和10年度	4月～3月	2,470,000食
⑥ 令和11年度	4月～3月	2,450,000食
⑦ 令和12年度	4月～3月	2,420,000食
⑧ 令和13年度	4月～3月	2,400,000食
⑨ 令和14年度	4月～3月	2,380,000食
⑩ 令和15年度	4月～3月	2,350,000食
⑪ 令和16年度	4月～3月	2,330,000食
⑫ 令和17年度	4月～3月	2,300,000食
⑬ 令和18年度	4月～3月	2,290,000食
⑭ 令和19年度	4月～3月	2,280,000食
⑮ 令和20年度	4月～3月	2,270,000食
事業期間 合計食数		36,300,000食

イ 提供対象者数

市は、維持管理・運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5月1日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき園児、児童、生徒数と教職員数を合算した数）が10,000人以上となることを前提に入札提案書類の作成を求めることとする。

ウ 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し、提供月の前月20日頃までに予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、市は、事業者に対し変更の事由に応じて要求水準書に示す期限までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を提示する。

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が-200食を下回る場合、事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、10,000食/日未満の提示もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

(4) 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係は、次のとおりとする。

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200食以内	実施給食数	同左
+200食超	(予定給食数+200食) +事業者の応諾した食数	同左
-200食超	実施給食数	予定給食数-200食

別紙2 サービス対価の支払い方法について

1 サービス対価の支払い方法

(1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は、次のとおりである。

費用項目	支払い方法
サービス対価A	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、市への施設の引渡し後、30日以内に市にサービス対価Aの請求書を提出する。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。 市は、学校施設環境改善交付金及び起債による支払金について、一括で支払う。
サービス対価B	<ul style="list-style-type: none"> 市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、令和6年度第1四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。 割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前のLIBORに替わる基準金利及び提案されたスプレッド【<u> </u>】パーセントの合計とする。 ただし、サービス対価Bに係る消費税については、サービス対価Aの支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払う。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。
サービス対価C	<ul style="list-style-type: none"> 市は、サービス対価Cの①②③④をまとめて、令和6年度第1四半期分を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。
①学校給食調理固定費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した各回の額を支払う。
②学校給食調理変動費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、各期における合計の提供給食数に入札参加者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。
③配送車の燃料費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した燃料単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案した使用量を超過する場合には、超過分に関する配送車の燃料費は支払わない。
④光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 市は、入札参加者が提案した電気、ガス、水道等の単価に入札参加者が提案した使用量を乗じた額を支払う。 支払いにおいて市は、実使用量が入札参加者の提案する使用量を超過する場合には、超過分に関する光熱水費は支払わない。 市が市専用部分で使用する光熱水費についても、入札参加者が提案する単価に入札参加者の提案する使用量を乗じた額を支払う。なお、市は、当該光熱水費の節減に努めるものとする。

(2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は、次のとおりである。

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	サービス対価A：請求書受理後30日以内 サービス対価B：請求書受理後30日以内 サービス対価C：請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

2 サービス対価の改定

(1) サービス対価Aの改定

サービス対価Aの改定は行わない。

(2) サービス対価Bの改定

サービス対価Bについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

①市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。

②サービス対価の改定方法は、変動前工事費等(本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額から割賦金利及び③アの基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後工事費等(以下③により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「改定増減額」という。)について、サービス対価Bの元金に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。

③サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。

ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

イ 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

ウ 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15 / 1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15 / 1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A：改定増減額（サービス対価Bの増減額）

B：変動前残工事費

α ：改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{入札日の指数}} - 1$$

※ α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

エ 改定率の算定に用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（工場 F a c t o r y S - 工事原価）とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

オ ①に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不適当となったと認めたとき」とは、エに示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする）との比（上記ウの α に相当する率）の絶対値が1,000分の15を超える時をいう。

カ 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

④上記①の規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記①～③において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）」とあるのは「12ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

（3）サービス対価Cの改定

サービス対価Cについて、次のとおり物価変動に基づいて改定を行う。

ア 改定方法

下記ウに示す物価指数が前回改定時に比べて1.5%以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。なお、対象となる費目ごとに算定を行い、その合計としてサービス対価Cを改定するものとする。

$$C ※ 1 = \alpha \times D$$

D：前回改定後のサービス対価C

C：改定後のサービス対価C

$$\alpha ※ 2 : \text{改定率} = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{前回改定後の前年度の物価指数の年度平均値} ※ 3}$$

※1 計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

※2 α は小数点以下第4位を切り捨てるものとし、 $(\alpha - 1)$ の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

※3 初回の計算は、令和3年度の年度平均値とする。

①学校給食調理固定費

(t年度のサービス対価C(改定後)の固定費)

$$= (\text{前回改定後のサービス対価Cのうち固定費}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

②学校給食調理変動費

(t年度の給食1食当たりの単価(改定後))

$$= (\text{前回改定後のサービス対価Cのうち給食1食当たりの単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

③配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価(改定後))

$$= (\text{前回改定後のサービス対価Cのうち配送車の燃料費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※提案された使用量の範囲で実際の使用料金について物価変動を反映させる。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

④光熱水費

(t年度の光熱水費の単価(改定後))

$$= (\text{前回改定後のサービス対価Cのうち光熱水費の単価}) \times \text{改定率 } \alpha$$

※提案された使用量の範囲で実際の使用料金について物価変動を反映させる。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

イ 改定の手続

S P Cは、毎年度7月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を市に通知し、市の確認を受けるものとする。

ウ 改定に用いる物価指標

上記アで用いる物価指標は、下表に示すとおりである。

改定費目	物価指標	備考
①学校給食調理固定費(人件費を除く)	消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」)	・翌年度の固定費(人件費を除く)を確定
②学校給食調理変動費(人件費を除く)		・翌年度の変動費に係る1食当たりの単価(人件費を除く)を確定 ・上記変動費単価(人件費を除く)に当該年度の各四半期の合計の提供食数を乗じた額を支払う
①②学校給食調理固定費及び変動費(人件費)	消費税を除く企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)	・翌年度の固定費及び変動費の人件費の単価を確定
③配送車の燃料費	事業者との協議にて決定	・翌年度の配送車の燃料費を確定
④光熱水費		・翌年度の光熱水費を確定

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、入札参加者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可とする。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

(4) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

別紙3 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法について

1 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営の対価であるサービス対価Cとする。

2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、事業契約書、入札説明書等、事業者提案等に示される維持管理業務及び運営業務に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合(園児、児童、生徒が給食を食した場合)
レベル4	給食を提供できなかった場合(園児、児童、生徒が給食を食すことができなかった場合)

3 減額等の決定過程

- (1) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に必要な是正期間を提示する。
- (2) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (3) 事業者は、レベル3又はレベル4の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた園児、児童、生徒の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

- (4) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

4 サービス対価Cの変動費の減額

レベル4については、該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{減額分} = \text{変動費} \times \text{未供給食数} \div \text{予定給食数}$$

5 サービス対価C総額の減額

(1) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	100分の20の減額
8以上	支払停止

(2) 上表の100分の20の減額は、変動費の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式2>

$$\text{減額分} = \text{サービス対価C} \times 100\text{分の}20 + \text{算定式1で求められる額}$$

(3) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌期分の支払時に、当該サービス対価C相当額の100分の80を加算して支払う（ただし、レベル4による変動費の減額分については控除する。）。

<算定式3>

$$\text{翌期の加算分} = \text{当該期のサービス対価C} [\text{固定費} + \text{減額前の変動費 (配送車の燃料費及び光熱水費を含む)}] \times 100\text{分の}80 - \text{当該期の算定式1で求められる額}$$

(4) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4以上であれば、市は契約を解除することができる。